

3 情報の収集・伝達

3-（1） 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建築物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

1. 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2. 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3. 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4. 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5. ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6. 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超 高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 - (2) 県が使用可能な通信手段

1 NTT の設置によるもの

(1) NTT 一般加入電話

(2) NTT 災害時優先電話

(3) NTT 衛星携帯電話

2 無線

(1) 防災行政無線（地上系、衛星系、260M 系）

各系は県庁を介して接続されており、ダイヤル操作により相互に通話が可能である。

ア 地上系

- ・ 県庁と県地域振興局等をマイクロ多重無線で結ぶ通信網

イ 衛星系

- ・ 県庁、県地域機関、市町村、消防本部、防災関係機関を通信衛星で結ぶ通信網
- ・ 全国の自治体を通信衛星で結ぶ「地域衛星通信ネットワーク」を使用しており、総務省消防庁や新潟県以外の都道府県や市町村等と通信が可能
- ・ 持ち運びが可能で任意の地点において通信を確保する可搬型 VSAT 地球局がある。

ウ 260M 系

- ・ 260MHz 帯の電波を使用したデジタル通信システム
- ・ 県単独事務所等、市町村、災害拠点病院に配置
- ・ 260M 系無線機と庁舎交換機を接続し、固定的に運用するもの（半固定局）と、移動運用するもの（デジタル移動系無線局）がある。

(2) 防災行政無線（移動系）

設置場所等については、別紙「新潟県防災行政無線設置機関（移動系設備）」参照

ア 全県移動系無線局

- ・ 県下一円を移動範囲とするアナログ通信方式の陸上移動局及びその相手方となる基地局
- ・ 単信通話（プレストーク）方式
- ・ 県庁と本庁所属の陸上移動局との通信に使用

イ 地方移動系無線局

- ・ 主として所属管内を移動範囲とするアナログ通信方式の陸上移動局及びその相手方となる基地局
- ・ 単信通話（プレストーク）方式
- ・ 地域機関に設置される基地局と、地域機関所属の陸上移動局との通信に使用

ウ デジタル移動系無線局

- ・ 県下一円を移動範囲とするデジタル通信方式の陸上移動局及びその相手方となる基地局
- ・ 複信通話方式又は単信通話（プレストーク）方式

- ・ダイヤル操作により(1)の通信系と相互通話が可能
- ・無線機は車載型、可搬型及び携帯型があり、基地局のサービスエリア内の任意の地点において通話が可能

(3) 消防防災無線（消防庁回線）

- ・総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網（水防道路用無線の一部を共用）
- ・消防庁からの各種一斉通報や被災地からの災害情報の収集に使用
- ・県防災局に専用電話機・ファクシミリがある。
- ・バックアップ回線に衛星系（地域衛星通信ネットワークを使用）がある。

(4) 中央防災無線

- ・内閣府を中心に、指定行政機関（中央省庁等）、指定公共機関、都道府県及び政令指定都市を結ぶ無線通信網（水防道路用無線の一部を共用）
- ・県防災局及び県秘書課に専用電話機がある。

(5) 水防道路用無線（水防無線）

- ・国土交通省の通信網で、本省、地方整備局、河川国道事務所等及び都道府県を結ぶ。
- ・水防及び道路関係情報等の伝達に使用
- ・県土木部及び県警交通管制センターに専用電話機がある。

(6) 防災相互通信用無線（防災相互波：158.35MHz）（陸上移動局、基地局）

- ・国、地方公共団体、電力会社等の防災関係機関が、災害現場において相互に通信し、防災活動を円滑に進めることを目的とした無線通信手段
- ・150MHz帯の電波を使用
- ・単信通話（プレストーク）方式
- ・設置場所等については、別紙「新潟県防災行政無線設置機関（移動系設備）」参照

(7) 地方行政用無線（一般行政用）

- ・400MHz帯の電波を使用したアナログ通信方式の陸上移動局
- ・単信通話（プレストーク）方式
- ・通信距離は数百mから数kmに限られ、小エリアにおける連絡手段に使用
- ・管財課通信管理室に10台常置（新潟県庁101～110）

別紙 新潟県防災行政無線局設置機関（移動系設備）

無線局の種類	識別信号	設置場所又は常置場所	備考	全県・地方移動	防災相互150	デジタル移動系
基地局	防災新潟県庁	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に設置 危機対策課から通信可能	○	○	
陸上移動局	防災新潟県庁 21	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室所属車両(サポーター)に搭載	○		
	防災新潟県庁 22	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	防災局所属車両(ウェルファイア)に搭載	○		
	防災新潟県庁 24	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	防災局所属車両(ステップワゴン)に搭載	○		
	防災新潟県庁 25	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に常置	○		
	防災新潟県庁 31~33	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に常置	○	○	
	防災新潟県庁 34, 35	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	防災局に常置	○	○	
	防災新潟県庁 51	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に常置	○	○	
	防災新潟県庁 53	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に常置		○	
	防災新潟県庁 80	柏崎市三和町 5-48 放射線監視センター		○	○	
	防災新潟港湾 51~59	新潟市中央区竜が島 1-6-6 新潟港湾事務所		○	○	
	防災新潟東港 51, 52	北蒲原郡聖籠町東港 4-790-2 新潟港湾事務所東港分所		○	○	
基地局	防災柏崎	柏崎市三和町 5-55 柏崎地域振興局	原子力防災用として使用	○	○	
陸上移動局	防災柏崎 51~54	柏崎市三和町 5-55 柏崎地域振興局	原子力防災用として使用	○	○	
	防災柏崎 55~58	柏崎市三和町 5-55 柏崎地域振興局	原子力防災用として使用	○	○	
	防災柏崎 80	柏崎市青山町 16-46 柏崎刈羽原子力発電所	原子力防災用として使用	○	○	
	防災柏崎 81~83	柏崎市日吉町 5-10 柏崎警察署	原子力防災用として使用	○	○	
	防災柏崎市 51~53	柏崎市日石町 2-1 柏崎市役所	原子力防災用として使用	○	○	

無線局の種類	識別信号	設置場所又は常置場所	備考	全 県 ・ 地 方 移 動	防 災 相 互 1 5 0	デ ジ タ ル 移 動 系
陸上移動局	防災柏崎消防 51～53	柏崎市三和町 8-51 柏崎市消防本部	原子力防災用として使用	○	○	
	防災柏崎保健 51～53	柏崎市鏡町 11-9 柏崎保健所	原子力防災用として使用	○	○	
	防災西山 52～54	柏崎市西山町池浦 117-2 柏崎市西山町事務所	原子力防災用として使用	○	○	
	防災刈羽 51～54	刈羽郡刈羽村大字割町新 田 215-1 刈羽村役場	原子力防災用として使用	○	○	
	防災直江津港湾 51, 52	新潟県上越市港町 1-11-2 直江津港湾事務所		○	○	
基地局	防災新潟県庁第 2 ほか	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁 ほか	県庁ほか県内 15 地 点に基地局を設置			○
陸上移動局	防災新潟県 201	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	防災局所属車両(セ ナ)に搭載			○
	防災新潟県 202	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	防災局所属車両(ケ ルファイ)に搭載			○
	防災新潟県 203	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	防災局所属車両(ステ ップワゴン)に搭載			○
	防災新潟県 204	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室所属車 両(サポートカー)に搭載			○
	防災新潟県 251～254	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に常置			○
	防災新潟県 990	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	危機対策課に常置			○
	防災新潟県 301, 302	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	危機対策課に常置			○
	防災新潟県 303～313	新潟市中央区新光町 4-1 新潟県庁	通信管理室に常置			○
	防災新潟県 320～323	新潟市東区松浜町 消防防災航空隊事務所				○
	防災新潟県 351～356	新潟市中央区竜が島 1-6-6 新潟港湾事務所				○
	防災新潟県 357～359	上越市港町 1-11-2 直江津港湾事務所				○
	防災新潟県 360, 361	新潟市秋葉区程島 2009 新潟地域振興局農林振興 部	秋葉庁舎に常置			○

3-(3) 主要防災関係機関の通信設備設置一覧表

機関名	中防	消防	水防	県防	相互		その他
					150	400	
総理大臣官邸	○						
国土交通省	○		○				
警察庁	○						警察
内閣府	○						
財務省	○						
文部科学省	○						
厚生労働省	○						
農林水産省	○						
経済産業省	○						
海上保安庁	○						海保
気象庁	○						気象
総務省	○	○		○ ※1			
消防庁	○	○		○			
都道府県	○	○	○	○			
新潟県警察本部			○	○	○		警察
新潟地方气象台				○			気象
北陸地方整備局			○		○		
新潟市役所			○	○	○		
日本赤十字社新潟県支部				○	○		
新潟市消防局				○	○	○	
第九管区海上保安本部				○	○		海保
NHK 新潟放送局				○			
BSN 新潟放送				○	○		
NST 新潟総合テレビ				○	○		
TeNY テレビ新潟放送網				○	○		
UX 新潟テレビ21				○	○		
エフエムラジオ新潟				○			
陸上自衛隊新発田駐屯地				○			防衛
陸上自衛隊高田駐屯地				○			防衛
海上自衛隊新潟基地分遣隊				○			防衛
航空自衛隊新潟救難隊				○			防衛
災害拠点病院				○			
東北電力(株)新潟支店					○		電力
市町村				○	○	○	
消防本部				○	○	○	
新潟県庁	○	○	○	○	○		

略語

中防：中央防災無線

警察：警察用通信回線

防衛：防衛用通信回線

消防：消防防災無線

海保：海上保安用通信回線

気象：気象用通信回線

水防：水防道路用通信回線

県防：県防災行政無線

電力：電気事業用通信回線

相互：防災相互通信用無線（150：158.35MHz、400：466.775MHz）

※1：自治関係局のみ

3-(4) 中央防災無線設置機関

機関名	防 災 事 務 担 当	所 在 地	加 入 電 話	中 央 防 災 無 線 電 話
総理大臣官邸	内閣情報 集約センター	千代田区永田町 2-3-1	03-3581-3313 F: 03-3593-2516	8090-2191 F: 8090-6341
内閣府 (防災担当)	災害緊急事態対処 担当	千代田区永田町 1-6-1	03-3501-5695 F: 03-3503-5690	8090-23125 F: 8090-23095
中央防災無線関係	通信統制室	〃	03-3502-6039	8090-24074 F: 8090-24085
内閣府災害対策本 部予備施設	運用・管理室	立川市緑町 3567	042-529-0022 F: 042-529-3264	8090-3092 F: 8090-3091
警察庁	警備局警備運用部 警備第三課	千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141 F: 03-3597-8004	8090-4512 F: 8090-4541
財務省	官房総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934 F: 03-5251-2163	8090-5313 F: 8090-5341
文部科学省	官房文教施設企 画・防災部参事官	千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2290 F: 03-6734-3689	8090-6412 F: 8090-6442
厚生労働省	健康危機危機管理・ 災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 F: 03-3503-0183	8090-5512 F: 8090-5543
〃	医薬・生活衛生局 食品監視安全課	〃	〃	8090-5517
農林水産省	官房地方課災害総 合対策室	千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-6442 F: 03-6744-7158	8090-5611 F: 8090-5641
〃	新事業・食品産業 部食品製造課	〃	〃	8090-5621
〃	林野庁林政部 林政課	〃	〃	8090-5622
〃	水産庁漁政部 漁政課	〃	〃	8090-5623
経済産業省	官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327 F: 03-3501-1704	8090-5712 F: 8090-5771
国土交通省	官房総務課	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8461 F: 03-5253-1608	8090-5821
〃	水管理・国土保全 局災害対策室	〃	〃	8090-5827 F: 8090-5837
〃	道路局国道・防災 課道路防災対策室	〃	〃	8090-5829 F: 8090-5845
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-9819 F: 03-3591-	8090-5911 F: 8090-5943
気象庁	総務部企画課	港区虎ノ門 3-6-9	03-3434-9074 F: 03-3434-9051	8090-6011 F: 8090-6041
総務省	官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090 F: 03-5253-5093	8090-4821 F: 8090-4841
消防庁	防災課	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7526 F: 03-5253-7536	8090-5015 F: 8090-5041
〃	防災課防災情報室	〃	〃	8090-5016 F: 8090-5041
〃	防災課応急対策室	〃	〃	8090-5017 F: 8090-5043
〃	予防課特殊災害室	〃	〃	8090-5018 F: 8090-5043
新潟県庁	知事室 秘書課	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5006 F: 025-280-5074	100
〃	防災局 危機対策課	〃	025-282-1638 F: 025-282-1640	110 FAX210
〃	災害対策本部 会議室	〃		150

3-(5) 新潟県防災行政無線による通信

新潟県防災行政無線は、地上系、衛星及び移動系で構成され、県庁・県地域機関・市町村・消防本部・防災関係機関を結んでいる。

また、衛星系は、全国の自治体を結ぶ地域衛星通信ネットワークを使用しており、総務省消防庁・他県の都道府県庁等自治体と通信することができる。

設備名	通信経路	特徴
電話※		県庁から一斉指令が可能
ファクシミリ		県庁から一斉指令が可能 気象警報等の一斉伝達に使用
画像伝送		デジタル動画（通常のテレビと同様の画像） 県庁から映像を各地球局に向けて送信することが可能
テレビ会議		県庁を中心に、国（北陸地方整備局）、市町村、地域振興局間で同時に多地点（最大 21 地点）でテレビ会議が可能
可搬型地球局 （2 台）		デジタル準動画 可搬型地球局から動画を県庁に送信する。 電話・ファクシミリも可能
移動系 （アナログ）		全県移動系（全県を移動）（車載・可搬・携帯・防災ヘリ） 地方移動系（管内を移動）（車載・携帯）
移動系 （デジタル）		デジタル移動系（車載・可搬・携帯） 交換機に接続され、ダイヤル操作により移動局相互間及び防災行政無線設置機関と通話が可能
災害情報収集サポートカー		可搬型地球局を積載した車両 現地で撮影したカメラ映像を県庁に送信可能

3-(6)新潟県防災行政無線局設置機関(地上系、衛星系、260M系)

防災行政無線電話のかけ方

①県庁〔地上系・衛星系・260M系〕

無線専用電話機からかける場合	→ 15-	(防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→	(防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→ 16-	(防災行政無線電話番号)
内線電話機からかける場合	→ 7-15-	(防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→ 7-	(防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→ 7-16-	(防災行政無線電話番号)

②地域振興局(企画振興部を設置する庁舎)〔地上系・衛星系〕

地上系回線でかける場合	→ 87-15-	(防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→ 87-	(防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→ 87-16-	(防災行政無線電話番号)
衛星系回線でかける場合	→ 86-	(防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→ 86-401-	(防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→ 86-401-16-	(防災行政無線電話番号)

③竹尾庁舎・巻庁舎・与板維持・小千谷維持・安塚庁舎・妙高砂防・発電管理センター〔地上系〕

	87-15-	(防災行政無線電話番号)
〇の場所にかける場合	→ 87-	(防災行政無線電話番号)
☆の場所にかける場合	→ 87-16-	(防災行政無線電話番号)

④津川庁舎〔衛星系〕

	86-	(防災行政無線電話番号)
〇の場所にかける場合	→ 86-401-	(防災行政無線電話番号)
☆の場所にかける場合	→ 86-401-16-	(防災行政無線電話番号)

⑤市町村〔衛星系・260M系〕

衛星系回線でかける場合	→	[衛星発信番号] - (防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→	[衛星発信番号] -401- (防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→	[衛星発信番号] -401-16- (防災行政無線電話番号)
260M系回線でかける場合	→	[260M発信番号] - * -15- (防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→	[260M発信番号] - * - (防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→	[260M発信番号] - (防災行政無線電話番号)

⑥消防本部・県航空隊・県ダムから〔衛星系〕

内線電話機又は専用電話機からかける場合	→	[衛星発信番号] - (防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→	[衛星発信番号] -401- (防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→	[衛星発信番号] -401-16- (防災行政無線電話番号)

⑦県地域機関(単独事務所等)〔260M系〕

内線電話機からかける場合	→	[無線発信番号] - * -15- (防災行政無線電話番号)
〃 〇の場所にかける場合	→	[無線発信番号] - * - (防災行政無線電話番号)
〃 ☆の場所にかける場合	→	[無線発信番号] - (防災行政無線電話番号)
無線機本体からかける場合	→	(前各項の「[無線発信番号]」の部分を除いてください。)

⑧災害拠点病院〔260M系〕

遠隔制御器からかける場合	→	* -15- (防災行政無線電話番号) + 「複信個別」ボタン押下
〃 〇の場所にかける場合	→	* - (防災行政無線電話番号) + 「複信個別」ボタン押下
〃 ☆の場所にかける場合	→	(防災行政無線電話番号) + 「複信個別」ボタン押下

3-(6)新潟県防災行政無線局設置機関(地上系、衛星系、260M系)

機関別	防災行政無線設置場所	所在地	一般加入電話	防災行政無線電話
新潟県	新潟県庁(危機対策課)	新潟市中央区新光町4番地1	(025) 282-1638	◎823
	新潟県庁(管財課通信管理室)	新潟市中央区新光町4番地1	(025) 280-5071	◎821
	ヘリコプター管理事務所	新潟市東区松浜町 新潟空港内	(025) 270-0263	524-10
	流域下水道事務所	新潟市東区下山3-680	(025) 275-7891	☆705-*14
	村上地域振興局地域整備部(総務課)	村上市田端町6番25号	(0254) 52-7920	◎218-203 218-203
	村上地域振興局地域整備部(業務課)	村上市田端町6番25号	(0254) 52-7955	◎218-704
	村上地域振興局地域整備部(三面分室)	村上市岩崩	(0254) 72-1063	421-300
	新発田地域振興局企画振興部	新発田市豊町3-3-2	(0254) 22-5112	◎228-202 228-202
	新発田地域振興局農村整備部(新井郷川排水機場)	新潟市北区濁川地内	(025) 259-2446	☆708
	新発田地域振興局地域整備部	新発田市豊町3-3-2	(0254) 26-9189	◎228-302
	新発田地域振興局地域整備部(加治分室)	新発田市滝谷	(0254) 28-2556	457-10
	新発田地域振興局地域整備部(内の倉分室)	新発田市小戸字足無沢3155	(0254) 28-2259	456-10
	新発田地域振興局地域整備部(胎内分室)	胎内市下荒沢字胎内山	(0254) 48-3011	455-10
	新発田地域振興局地域整備部(奥胎内ダム管理所)	胎内市下荒沢	(0254) 48-3260	458-10
	新潟地域振興局企画振興部	新潟市秋葉区新津4524-1	(0250) 24-7111	◎238-203 238-203
	新潟地域振興局農林振興部(秋葉庁舎)	新潟市秋葉区程島2009	(0250) 24-8208	☆360 ☆361
	新潟地域振興局農林振興部(親松排水機場)	新潟市江南区太右エ門新田61	(025) 285-2512	☆707
	新潟地域振興局地域整備部	新潟市東区竹尾2-2-80	(025) 273-3201	◎248-310
	新潟地域振興局地域整備部(山の下閘門排水機場)	新潟市東区沼垂6012-2	(025) 273-8446	☆706-*107
	新潟地域振興局 新潟港湾事務所	新潟市中央区竜が島1-6-6	(025) 247-9131	☆701-*29
	新潟地域振興局 新潟港湾事務所東港分所	北蒲原郡聖籠町東港4-790-2	(025) 256-2503	☆702-*10
	新潟地域振興局 新津地域整備部	新潟市秋葉区新津4524-1	(0250) 24-9659	◎238-264
	新潟地域振興局新津地域整備部(早出分室)	五泉市小面谷字飛石2982	(0250) 55-6304	475-22
	新潟地域振興局巻農業振興部(巻庁舎)	新潟市西蒲区赤舘1285-1	(0256) 72-0952	◎258-312
	新潟地域振興局巻農業振興部(新川河口排水機場)	新潟県新潟市西区五十嵐3の町11157	(025) 262-4532	☆709
	新潟地域振興局 津川地区振興事務所	東蒲原郡阿賀町津川1861-1	(0254) 92-4748	480-312

機関別	防災行政無線設置場所	所在地	一般加入電話	防災行政無線電話
新潟県	三条地域振興局地域整備部(総務課)	三条市興野1丁目13-45	(0256) 36-2202	◎268-202 268-202
	三条地域振興局地域整備部(業務課)	三条市興野1丁目13-45	(0256) 36-2302	◎268-302
	三条地域振興局地域整備部(笠堀分室)	三条市笠堀字川前162-8	(0256) 47-2242	546-250
	三条地域振興局地域整備部(下条分室)	加茂市下条字祖父坂879	(0256) 52-1307	545-10
	長岡地域振興局企画振興部	長岡市沖田2丁目173-2	(0258) 38-2501	◎278-103 278-103
	長岡地域振興局地域整備部	長岡市沖田2丁目173-2	(0258) 38-2617	◎278-204
	長岡地域振興局地域整備部(刈谷田分室)	長岡市栃堀7297-3	(0258) 52-5311	565-10
	長岡地域振興局与板維持管理事務所	長岡市与板町与板乙5935-1	(0258) 72-3181	◎378-22
	長岡地域振興局小千谷維持管理事務所	小千谷市城内2丁目8-28	(0258) 83-0847	◎288-206
	魚沼地域振興局地域整備部(総務課)	魚沼市大塚新田91-4	(025) 792-1302	◎388-203 388-203
	魚沼地域振興局地域整備部	魚沼市大塚新田91-4	(025) 792-2131	◎388-404
	魚沼地域振興局地域整備部(ダム統合管理事務所)	魚沼市大塚新田176	(025) 792-5627	◎388-490
	魚沼地域振興局地域整備部(破間川ダム管理所)	魚沼市大白川新田886-78	(025) 796-2434	595-21
	魚沼地域振興局地域整備部(広神ダム管理所)	魚沼市小平尾2950-1	(025) 798-1610	596-21
	南魚沼地域振興局企画振興部	南魚沼市六日町960	(025) 772-2372	◎298-2111 298-2111
	南魚沼地域振興局地域整備部	南魚沼市六日町960	(025) 772-2661	◎298-2210
	十日町地域振興局地域整備部(総務課)	十日町市妻有町西2-1	(025) 757-5515	◎308-202 308-202
	十日町地域振興局地域整備部(業務課)	十日町市妻有町西2-1	(025) 757-5522	◎308-255
	十日町地域振興局地域整備部(城川ダム管理所)	十日町市室野字大8909 十日町市室野字大8909	(025) 598-2828	649-10
	柏崎地域振興局地域整備部(総務課)	柏崎市三和町5-55	(0257) 21-6203	◎318-203 318-203
	柏崎地域振興局地域整備部(業務課)	柏崎市三和町5-55	(0257) 21-6305	◎318-302
	柏崎地域振興局地域整備部(鯖石分室)	柏崎市高柳町田代1553-1	(0257) 41-2070	631-10
	上越地域振興局企画振興部	上越市本城町5-6	(025) 526-9303	◎338-303 338-303
	上越地域振興局上越東農林事務所	上越市安塚区安塚720-1	(025) 592-3622	◎328-303
	上越地域振興局地域整備部	上越市本城町5-6	(025) 526-9503	◎338-503
	上越地域振興局上越東維持管理事務所	上越市安塚区安塚720-1	(025) 592-3644	◎328-203

3-(6)新潟県防災行政無線局設置機関(地上系、衛星系、260M系)

機関別	防災行政無線設置場所	所在地	一般加入電話	防災行政無線電話
新潟県	上越地域振興局地域整備部 (正善寺分室)	上越市大字上正善寺字石原 3359	(025) 525-8790	675-201
	上越地域振興局地域整備部 (柿崎分室)	上越市柿崎区上中山 1801	(025) 535-3850	676-31
	上越地域振興局 妙高砂防事務所	妙高市美守1丁目4番5号	(0255) 72-4141	◎398-12
	上越地域振興局 直江津港湾事務所	上越市港町1丁目11番2号	(025) 543-4167	☆703-*10
	糸魚川地域振興局地域整備部 (総務課)	糸魚川市南押上 1-15-1	(025) 552-1781	◎348-202 348-202
	糸魚川地域振興局地域整備部 (業務課)	糸魚川市南押上 1-15-1	(025) 552-1790	◎348-303
	佐渡地域振興局地域整備部 (総務課)	佐渡市相川二丁目浜町 20-1	(0259) 74-3316	◎358-232 358-232
	佐渡地域振興局農林水産振興 部(農政庁舎)	佐渡市中興 684	(0259) 63-3185	☆710
	佐渡地域振興局農林水産振興 部(農地庁舎)	佐渡市新穂瓜生屋 328-1	(0259) 22-3101	☆711-*10
	佐渡地域振興局地域整備部 (業務課)	佐渡市相川二丁目浜町 20-1	(0259) 74-3153	◎358-252
	佐渡地域振興局地域整備部 (大野分室)	佐渡市新穂大野 1-1	(0259) 22-3744	721-20
	佐渡地域振興局地域整備部 (久知川ダム管理所)	佐渡市下久知字寒瀬	(0259) 23-3600	722-10
	佐渡地域振興局地域整備部 (港湾空港庁舎)	佐渡市両津湊 198	(0259) 27-3311	☆704-*31
	新潟県発電管理センター	村上市坂町 1804	(0254) 62-6688	◎408-211
市町村 30	新潟市	新潟市中央区学校町 1-602-1	(025) 226-1146	491-10 ☆491-*10
	長岡市	長岡市大手通 1-4-10	(0258) 39-2262	551-2412 ☆551-*2412
	三条市	三条市旭町 2-3-1	(0256) 34-5517	531-469 ☆531-*469
	柏崎市	柏崎市中央町 5-50	(0257) 21-2316	621-10 ☆621-*10
	新発田市	新発田市中央町 4-10-4	(0254) 28-9510	431-10 ☆431-*10
	小千谷市	小千谷市城内 2-7-5	(0258) 83-3515	571-451 ☆571-*451
	加茂市	加茂市幸町 2-3-5	(0256) 52-0080	532-321 ☆532-*321
	十日町市	十日町市千歳町 3-3	(025) 757-3197	611-312 ☆611-*312
	見附市	見附市昭和町 2-1-1	(0258) 62-1700	533-10 ☆533-*10
	村上市	村上市三之町 1-1	(0254) 53-2111	411-10 ☆411-*10
	燕市	燕市吉田西太田 1934	(0256) 77-8381	515-10 ☆515-*10

3-(6)新潟県防災行政無線局設置機関(地上系、衛星系、260M系)

機関別	防災行政無線設置場所	所在地	一般加入電話	防災行政無線電話
市町村 30	糸魚川市	糸魚川市一の宮 1-2-5	(025) 552-2311	681-10 ☆681-*10
	妙高市	妙高市栄町 5-1	(0255) 74-0002	652-10 ☆652-*10
	五泉市	五泉市太田 1094-1	(0250) 43-3911	462-10 ☆462-*10
	上越市	上越市木田 1-1-3	(025) 526-5111	651-10 ☆651-*10
	阿賀野市	阿賀野市岡山町 10-15	(0250) 25-7194	435-2231 ☆435-*2231
	佐渡市	佐渡市千種 232	(0259) 63-3125	694-338 ☆694-*338
	魚沼市	魚沼市小出島 910	(025) 792-9214	582-10 ☆582-*10
	南魚沼市	南魚沼市六日町 180-1	(025) 773-6660	603-1239 ☆603-*1239
	胎内市	胎内市新和町 2-10	(0254) 43-6111	441-10 ☆441-*10
	聖籠町	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4	(0254) 27-1962	438-10 ☆438-*10
	弥彦村	西蒲原郡弥彦村大字矢作 402	(0256) 94-1022	513-10 ☆513-*10
	田上町	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新 田 3070	(0256) 57-6222	534-224 ☆534-*224
	阿賀町	東蒲原郡阿賀町津川 580	(0254) 92-3113	481-210 ☆481-*210
	出雲崎町	三島郡出雲崎町大字川西 140	(0258) 78-2290	557-10 ☆557-*10
	湯沢町	南魚沼郡湯沢町大字神立 300	(025) 784-3451	601-223 ☆601-*223
	津南町	中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585	(025) 765-3111	613-10 ☆613-*10
	刈羽村	刈羽郡刈羽村大字割町新田 215-1	(0257) 45-3912	624-2222 ☆624-*2222
	関川村	岩船郡関川村大字下関 912	(0254) 64-1476	412-10 ☆412-*10
	粟島浦村	岩船郡粟島浦村日ノ見山 1513-11	(0254) 55-2111	417-121
	〃	(粟島浦中学校)	岩船郡粟島浦村 162	(0254) 55-2136
消防 本部 19	新潟市消防局	新潟市中央区鐘木 257-1	(025) 288-3191	492-2072
	長岡市消防本部	長岡市千歳 1-3-100	(0258) 36-0119	560-2401
	三条市消防本部	三条市西裏館 3-3-10	(0256) 34-1111	538-250
	柏崎市消防本部	柏崎市三和町 8-51	(0257) 24-1500	626-262
	見附市消防本部	見附市昭和町 2-6-33	(0258) 62-0555	540-10

3-(6)新潟県防災行政無線局設置機関(地上系、衛星系、260M系)

機関別	防災行政無線設置場所	所在地	一般加入電話	防災行政無線電話
消防本部 19	村上市消防本部	村上市塩町 12-6	(0254) 53-0119	418-300
	糸魚川市消防本部	糸魚川市南寺島 2-10-20	(025) 552-0119	685-231
	五泉市消防本部	五泉市粟島 1-28	(0250) 42-0119	470-10
	阿賀野市消防本部	阿賀野市安野町 14-4	(0250) 62-0119	445-216
	佐渡市消防本部	佐渡市八幡 58	(0259) 51-0119	703-212
	魚沼市消防本部	魚沼市四日町 450-1	(025) 793-0119	587-9911
	南魚沼市消防本部	南魚沼市竹俣 82-2	(025) 782-9119	605-180
	阿賀町消防本部	東蒲原郡阿賀町津川 2260-42	(0254) 92-0119	485-10
	小千谷市消防本部	小千谷市城内 3-1-9	(0258) 81-0119	573-250
	加茂地域消防本部	加茂市千刈 2-8-1	(0256) 52-1770	539-10
	燕・弥彦総合事務組合消防本部	燕市吉田浜首 408-1	(0256) 92-1119	562-155
	新発田地域広域消防本部	新発田市新栄町 1-8-31	(0254) 22-1119	443-41
	十日町地域消防本部	十日町市四日町新田 1041	(025) 757-0119	615-221
	上越地域消防局	上越市大字藤野新田 330-1	(025) 545-0119	663-1446
防災関係機関 13	新潟地方气象台(観測予報課)	新潟市中央区美咲町 1-2-1	(025) 281-5872	◎751
	第九管区海上保安本部	新潟市中央区美咲町 1-2-1	代 (025) 285-0118	◎752
	海上自衛隊新潟基地分遣隊	新潟市東区臨海町 1-1	(025) 273-7771	☆751-*10
	航空自衛隊新潟救難隊	新潟市東区船江町 3-135	代 (025) 273-9211	503-10
	陸上自衛隊新発田駐屯地	新発田市大手町 6丁目 4-16	代 (0254) 22-3151	451-30
	陸上自衛隊高田駐屯地	上越市南城町 3丁目 7番 1号	代 (025) 523-5117	673-10
	日本赤十字社新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1丁目 3番 12号	代 (025) 231-3121	◎759
	NHK 新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	代 (025) 230-1625	◎753
	BSN	新潟市中央区川岸町 3-18	代 (025) 267-4111	◎754
	NST	新潟市中央区八千代 2-3-1	代 (025) 245-8181	◎755
	TeNY	新潟市中央区新光町 1-11	代 (025) 283-1111	◎756

3-(6)新潟県防災行政無線局設置機関(地上系、衛星系、260M系)

機関別	防災行政無線設置場所	所在地	一般加入電話	防災行政無線電話
防災 関係 機関 13	UX	新潟市中央区下大川前通6ノ町 2230-19	代(025) 223-0021	◎757
	エフエム新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	代(025) 246-2311	◎758
災害 拠点 病院 14	村上総合病院	村上市緑町5丁目8-1	(0254) 53-2141	☆801
	県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	(0254) 22-3121	☆802-#01
	県立十日町病院	十日町市高田町3丁目南32-9	(025) 757-5566	☆803-#01
	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132	(025) 777-3200	☆804-#02
	済生会新潟県央基幹病院	三条市上須頃 5001-1	(0256) 47-4700	☆805-#01
	佐渡総合病院	佐渡市千種 161	(0259) 63-3121	☆806-#01
	県立中央病院	上越市新南町 205	(025) 522-7711	☆807-#01
	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花 457-1	(025) 552-0280	☆808-#01
	下越病院	新潟市秋葉区東金沢 1459-1	(0250) 22-4711	☆809-#01
	済生会新潟病院	新潟市西区寺地 280-7	(025) 233-6161	☆810-#01
	新潟市民病院	新潟市中央区鐘木 463-7	(025) 281-5151	☆811-#01
	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区旭町通一番町 754	(025) 223-6161	☆812-#02
	長岡赤十字病院	長岡市千秋 2-297-1	(0258) 28-3600	☆813-#01
柏崎総合医療センター	柏崎市北半田 2-11-3	(0257) 23-2165	☆814-#01	

3-(7) 都道府県・消防防災無線 内線番号表

		無線電話	無線FAX
北海道	危機対策課	01-11	01-11
青森県	危機管理局	02-221	02-229
岩手県	防災課	03-19	03-40
宮城県	防災推進課	04-8-2375	04-8-2398
秋田県	総合防災課	05-11	05-52
山形県	防災危機管理課	06-1208	06-1209
福島県	災害対策課	07-64	07-60
茨城県	防災・危機管理課	08-2885	08-2898
栃木県	危機管理課	09-7501	09-7505
群馬県	危機管理課	10-354	10-310
埼玉県	災害対策課	11-6-8110	11-6-8119
千葉県	防災対策課	12-7655	12-7656
東京都	防災通信課	0-13-70227	0-13-70013
神奈川県	危機管理防災課	14-2580	14-2580
新潟県	危機対策課	15-11	15-11
富山県	防災・危機管理課	16-3378	16-2827
石川県	危機対策課	17-4289	17-6897
福井県	消防保安課	18-111	18-112
山梨県	防災危機管理課	19-2525	19-2529
長野県	消防課	20-213	20-241
岐阜県	危機管理政策課	21-670	21-679
静岡県	危機情報課	22-32	22-21
愛知県	災害対策課	23-1910	23-1517
三重県	総務課	24-11	24-11
滋賀県	防災管理局	25-823	25-850
京都府	消防保安課	26-11	26-13
大阪府	危機管理室	27-6021	27-4870
兵庫県	災害対策課	28-30	28-40
奈良県	防災統括室	29-9011	29-9210
和歌山県	危機管理消防課	30-404	30-449
鳥取県	危機対策・情報課	31-302	31-311
島根県	消防総務課	32-2-5890	32-875
岡山県	危機管理課	33-6522	33-2269
広島県	危機管理課	34-84	34-89
山口県	防災危機管理課	35-72-360	35-868
徳島県	防災対策推進課	36-9362	36-9366
香川県	危機管理課	37-2480	37-2479
愛媛県	防災危機管理課	38-2318	38-2328
高知県	危機管理・防災課	39-11	39-11
福岡県	防災企画課	40-7024	40-7399
佐賀県	危機管理・報道局危機管理防災課	41-721	41-728
長崎県	基地対策・国民保護課	42-7221	42-7231
熊本県	危機管理防災課	43-7606	43-7102
大分県	防災対策企画課	44-150	44-159
宮崎県	消防保安課	45-2140	45-2640
鹿児島県	危機管理防災課	46-30	46-33
沖縄県	防災危機管理課	71-2090	47-72-4819

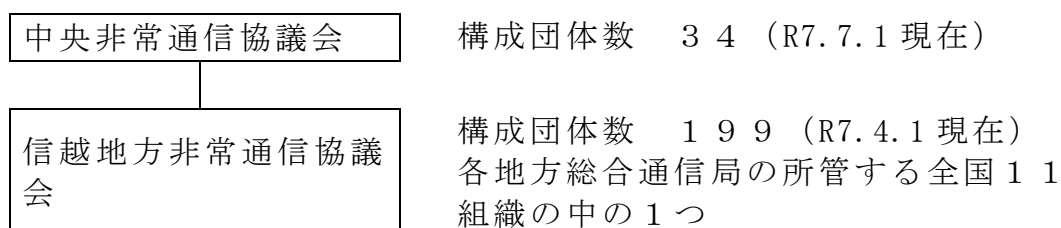
3－(8) 非常通信

(1) 非常通信協議会

非常通信の円滑な運用を図るため、平素から非常通信計画の策定、通信訓練の実施その他の非常通信に関する周知・啓発に取り組むための必要な体制を整備することを目的として、昭和26年7月に非常通信協議会が組織されており、「非常通信規約」「非常通信運用細則」等を定め、非常通信の取り扱いについて規定している。

ア 非常通信協議会の構成

総務省が中心となり、警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁、電気通信事業者、日本放送協会、各電力会社、都道府県、市町村その他主要な無線局の免許人等により構成され、下図のとおり組織されている。



イ 非常通信の取り扱い要請

非常通信協議会は、構成員等から非常通信の協力を求められた場合やその他非常通信の取り扱い要請を行うことが必要な場合には、協議会内に設置した合議機関「要請会議」が各構成員の協力を前提に非常通信の取り扱いを構成員に要請を行う。

ただし、同会議で協議する時間的余裕がない場合は、要請会議議長が自ら要請を行うことができる。なお非常通信協議会の行う非常通信の取り扱い要請は、あくまでも各構成員の協力を前提としたものである。

(2) 非常通信の取り扱いに関する法律の規定

ア 電波法関係

(ア) 開設した無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。

しかしながら、非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、あるいは利用が著しく困難なときに、人命の救助や災害の救援等のために行われる非常通信などについては、この限りでない。(電波法第 52 条)

(イ) 総務大臣は、非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助や災害の救援等のために必要な通信を無線局に行わせることができる。(電波法第 74 条)

(ウ) 非常災害時における重要通信の確保を図るために無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、総務大臣は臨機の措置として電話等による迅速な方法で免許の付与、無線設備の設置場所の変更の許可等を行うことができる。(非常災害時の臨機の措置)

イ 有線電気通信法関係

総務大臣は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防、救援、通信などの確保又は秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。(有線電気通信法第 8 条)

3-(8) 非常通信

ウ 電気通信事業法関係

電気通信事業者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防、救援、通信などの確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。(電気通信事業法第8条)

エ 災害対策基本法関係

都道府県知事又は市町村長は、災害に関する通信が緊急を要するものである場合において、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは警察事務、消防事務、水防事務等を行う者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供を求めることができる。

(災害対策基本法第57条)

オ 消防組織法関係

消防庁及び地方公共団体は、消防事務のための警察通信施設を使用することができる。(消防組織法第41条)

カ 災害救助法関係

都道府県知事又は都道府県知事から職務の一部を委任された市町村長等は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察事務、消防事務、水防事務等を行う者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。(災害救助法第11条)

3-(8) 非常通信

キ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。（国民保護法第135条第2項）

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができます。

（国民保護法第156条）

ク その他の法律

(ア) 水防上緊急を要する通信のための事業用電気通信設備の優先的利用等

（水防法第27条）

(イ) 気象庁による津波・高潮等の警報事項の通知義務（気象業務法第15条、第15条の2）

(ウ) 防衛出動を命じられた自衛隊の電気通信設備の優先的利用等（自衛隊法第104条）

(エ) 日本赤十字社が実施する救護業務のための通信に関する便宜供与（日本赤十字法第34条）

3-(9) 衛星携帯電話設置機関

機 関 名(配置先)
防災局危機対策課【常設・固定】
防災局危機対策課
防災局危機対策課
防災局危機対策課
防災局危機対策課
村上地域振興局 健康福祉部庶務・調整担当
村上地域振興局 農林振興部森林施設課施設担当2
村上地域振興局 地域整備部維持管理課道路維持担当
新発田地域振興局 企画振興部
新発田地域振興局 健康福祉環境部庶務課庶務係
新発田地域振興局 農村整備部庶務課庶務係
新発田地域振興局 地域整備部庶務課庶務係
新潟地域振興局 農林振興部庶務課
新潟地域振興局 新津地域整備部工務課
新潟地域振興局 企画振興部地域振興グループ
新潟地域振興局 地域整備部治水課
新潟地域振興局 巻農業振興部庶務課
新潟地域振興局 津川地区振興事務所総務課
新潟地域振興局 津川地区振興事務所森林施設課
三条地域振興局 健康福祉環境部企画調整課
三条地域振興局 農業振興部庶務課
三条地域振興局 健康福祉環境部環境課
三条地域振興局 地域整備部業務課業務係
長岡地域振興局 企画振興部総務担当
長岡地域振興局 地域整備部小千谷維持管理事務所業務課庶務係
長岡地域振興局 地域整備部与板維持管理事務所業務課庶務係
魚沼地域振興局 健康福祉部庶務・調整担当
魚沼地域振興局 地域整備部総務課
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部企画調整課
南魚沼地域振興局 農林振興部庶務課
南魚沼地域振興局 地域整備部庶務課
十日町地域振興局 地域整備部総務課
十日町地域振興局 健康福祉部庶務・調整担当
十日町地域振興局 農業振興部庶務課庶務係
柏崎地域振興局 健康福祉部庶務・調整担当
柏崎地域振興局 農業振興部庶務課庶務係
柏崎地域振興局 地域整備部総務課
上越地域振興局 企画振興部総務担当
上越地域振興局 健康福祉環境部総務福祉課
上越地域振興局 直江津港湾事務所業務課業務係
糸魚川地域振興局 地域整備部総務課
糸魚川地域振興局 地域整備部業務課業務係
佐渡地域振興局 地域整備部
佐渡地域振興局 農林水産振興部(農政)
佐渡地域振興局 農林水産振興部(農地)
佐渡地域振興局 農林水産振興部(水産) 漁政課
佐渡地域振興局 地域整備部(港湾空港)